

4 発達障害児（者）支援について

発達障害児（者）支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

各自治体においては、同法に基づき発達障害児（者）支援について、これまでご尽力いただいたところであるが、引き続き、発達障害児（者）支援体制の整備状況の把握・検証について改めて取り組んでいただくようお願いする。

また、自閉症者等の中にみられる行動障害を有する者に対する支援については、今年度より、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とした研修事業を都道府県地域生活支援事業に盛り込んでいるところであるが、来年度からは重度訪問介護の対象拡大により、行動障害を有する者がその対象となることから、これら関連施策間の連携を図ることにより、在宅におけるサービスの質的な向上に取り組んでいただくようお願いする。

（1）発達障害者支援センターの地域支援機能強化について

発達障害者支援法は「発達障害者支援センター」（以下「センター」という。）を地域支援体制の中核的・専門的機関として位置付けているが、発達障害児（者）の支援ニーズの高まり等に対応するためには、支援を必要とする方やその家族に身近な地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が役割を明確にし、センターと連携して支援に取り組むことが不可欠であることから、本年7月1日に「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」（障障発 0701 第1号課長通知）

（以下「課長通知」という。）を一部改正するとともに同日付けで事務連絡を発出し、市町村や事業所等の関係機関職員に対する研修、コンサルテーションの強化や対応困難な事例に対するバックアップ体制の整備について、センター及び都道府県等の役割等を示したところである。

この課長通知の一部改正に合わせ、発達障害者支援センターの実施状況報告様式の変更を行うとともに、これまで公表していない普及啓発、研修や関係機関との連携状況等についても、今後、発達障害情報・支援センターのホームページにおいて公表することとしているので、ご承知おきいただくとともに適切な実施状況の把握にご協力をお願いする。

なお、平成26年度予算概算要求の推進枠において、地域生活支援事業の発達障害者支援体制整備の内容を再編・拡充し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を行う「発達障害者地域支援マネジャー（仮称）」をセンター等に配置するために必要な経費を計上しているところである。

（2）発達障害者支援体制整備について

課長通知等に基づき発達障害児（者）支援体制の整備状況の把握・検証については、各自治体に設置する発達障害者支援体制整備検討委員会等において検討いただい

るところであるが、厚生労働省としては、例年、開催している「発達障害者支援関係報告会※」（昨年度は平成25年3月1日開催）等の機会を通じて、各自治体における先進的な取組等を積極的に情報発信していくこととしているのでご了知願いたい。

また、重度訪問介護の対象として行動障害を有する者が加わることにともない、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、こうしたことを念頭に置いた体制整備をお願いする。

※今年度も年度末に「発達障害者支援関係報告会」の開催を予定しており、各自治体に報告等個別に依頼をさせていただくこともあるので、その際はご協力をお願いする。なお、報告を希望する自治体があれば個別にご連絡をお願いしたい。

(関連資料7 (85頁))

(3) 「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成25年度の厚生労働省の取組については、

- ・東京タワーブルーライトアップ（平成25年4月2日（火））
- ・世界自閉症啓発デー2013・シンポジウム（平成25年4月6日（土））

等を実施したところである。

なお、来年の取組については、以下の通り予定しているので、各自治体におかれましては関連イベント等の開催にあたりご留意願いたい。

- ・世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム（平成26年3月29日（土））
- ・東京タワーブルーライトアップ（平成26年4月2日（水））

また、民間団体においても、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施したところであり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行っている。

については、このようなライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載し広く周知しているので参考とされたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

平成 25 年 7 月 1 日

各 都道府県
指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

今後の発達障害児（者）支援施策の推進に関する留意事項について

日頃より発達障害児（者）支援施策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

これまで、各都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）において、平成 17 年 7 月 8 日付障発第 0708004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」（以下「センター要綱」という。）等に沿って発達障害児（者）支援体制の構築を進めてきていただいているところですが、今般、発達障害者支援センター（以下「センター」という。）を中核とした重層的・体系的な支援がさらに可能となるよう地域支援体制の再構築を進めることとし、平成 24 年 4 月 5 日付障発第 0405 第 1 号障害福祉課長通知『「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて』の一部改正を行ったところであります。

つきましては、以下に課長通知改正の背景及び改正内容のポイントについて説明するとともに、既にセンター要綱等でも言及している内容に基づき、今後都道府県等及びその他の市町村、さらには各センターにおいて取り組むことが望まれる事項を整理しました。今後、この方向で施策のさらなる推進を図っていただくようお願いいたします。

1 課長通知改正の背景

平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法および障害者自立支援法の一部が改正され、平成 24 年 4 月から相談支援の充実や障害児支援の強化を図っている中、発達障害児を含めた障害児通所支援の利用者が増加しています。また、社会における発達障害に関する認知度の高まり等を受けて、各センターにおいて成人期の発達障害者を中心に相談件数が増加しています。さらに、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行を受けて、各施設や使用者から発達障害者への支援に関する情報提供を求められるケースも増加しています。

このような支援ニーズの高まりに対応するためには、センターを中核として地域の関係機関が連携し、一定の支援については発達障害児（者）及びその家族の身近なところで提供することが可能となる体制作りが重要となります。具体的には、地域の関係機関の職員に対する研修やコンサルテーションの強化、これに併せて、関係機関の職員では対応が困難な事例についてはセンターがバックアップできるような体制を整えることなどが考えられます。

このような観点から、今回の課長通知改正を行っているものです。

2 課長通知改正のポイント

- (1) センターと関係機関との連携に関する留意事項として、センターは関係機関の職員だけでは対応が困難な事例に対するアドバイスを行う役割を担うこと、関係機関とも連携を進めた上で発達障害児（者）及び家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援を目指すことを明記しました。
- (2) 上記（1）を踏まえ、センターが実施する関係施設・関係機関への研修の実施において、対応困難な事例に対する支援や、支援内容の情報共有の具体的手法について、研修内容に明示しました。
- (3) センター要綱に定められているセンター職員の知識及び経験に関して、発達障害者への支援に関する新たな知見が年々蓄積されていることから、都道府県等がセンター職員の研修会参加について適切に支援を行うことを明記しました。
- (4) センター要綱に定められているセンター及び都道府県等と関係機関等との連絡体制の確保等に関し、センターの連絡体制確保に向けた努力を都道府県等としても支援することを明記しました。
- (5) 都道府県等がセンターと緊密に情報交換等を実施するため、これまで「定期的に把握」等となっていたセンターの状況把握について、「少なくとも年に1回は行うこと」としました。
- (6) 実施状況報告に関して、全体的に簡略化した上で新規事項の追加を行いました。

3 今後関係者の取組が望まれる事項

(1) 都道府県等（行政担当者）

※下記の実施に当たっては、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」の別記19の（4）「発達障害者支援体制整備」の活用を想定しています。

- ① 発達障害者の実態調査を行うとともに、実態把握に基づく対応策の検討、計画的な対応策の実施、対応策の定期的な見直しなどを行う。

(実態調査の例)

診断を受けている児童・生徒数、障害者手帳取得状況、障害福祉サービス利用状況、児童発達支援利用状況、医療機関の利用状況、行動障害のある発達障害者への支援の状況、高齢期の対象者への支援の状況など。

- ② 市町村支援体制の整備状況調査を行い、市町村が全年代に渡る発達障害者支援を行う体制を整備できるよう必要な情報を提供するとともに、センターと協力して支援を行う。

(整備状況調査の例)

発達障害の特性に沿ったアセスメント・ツールの導入、全年代を通じて利用することが可能な個別支援ファイルの普及、ペアレント・メンターへの協力依頼、支援機関情報の住民への提供状況、地域生活支援実施要綱の別記2「自発的活動支援」や別記11の(10)「巡回支援専門員整備」の活用状況など。

- ③ センターの活動状況については日常的な連携の中で確認するとともに、少なくとも年に1回は正式に報告を受けた上で必要な指導や支援を行う。

(センターの活動状況の確認に当たっての留意点)

- ・当省では、これまで相談支援、発達支援、就労支援等の発達障害者やその家族に対する直接的な支援の実施結果をセンターの活動状況として発達障害情報・支援センターのホームページにおいて公開してきた。今後は、関係機関への対応の助言や情報の共有等の状況についても実績を公開する予定である。
- ・都道府県等においても、センターの活動については、これらの視点すべてを視野に入れた総合的な評価を行うように願います。

(確認・報告を求める場面の例)

発達障害者支援体制整備検討委員会においてセンター職員から活動状況を報告する機会を設ける、センターを所管する担当課の職員(以下、「担当職員」という。)をセンターの職員が定期的に情報交換を行う機会を設ける など。

(確認・報告を求める内容の例)

厚生労働大臣宛に提出する事業実施報告書の他、本事務連絡添付の参考様式「発達障害者支援センター職員の支援等に関する専門性の確認」を用いて行う など。

*なお、参考様式については、厚生労働省宛報告を求めるものではない。

(指導方法の例)

担当職員がセンターを訪問して改善点について話し合う、センターに改善計画を提出させる など。

(支援方法の例)

センターが関係機関と連絡体制を確保する際のバックアップ、発達障害者支援者実地研修へのセンター職員の派遣 など。

(2) 発達障害者支援センター

従来から行っている相談支援、発達支援、就労支援に加えて、今後は以下の取り組みを重点的に行うことが望まれます。

- ① 都道府県等の行う検討を基に、市町村や事業所、医療機関等の職員等を対象とした研修会等を行う。

(研修会内容の例)

アセスメント・ツールの活用方法、基本的な支援手法、個別支援ファイルの活用方法、ペアレント・メンターとの協力方法など

- ② 都道府県と協力し、多分野の協議会、行政機関等と支援に関する相互の情報共有や引き継ぎを行うための連携体制を構築する。

(日常的な連絡協力体制を確保しておくべき協議会、行政分野の例)

障害者総合支援法に規定されている協議会、特別支援連携協議会、要保護児童対策協議会、こども・若者支援地域協議会、福祉担当部局、保健・医療担当部局、青少年行政部局労働担当部局、教育委員会、警察本部など

- ③ 都道府県等のバックアップを受け、対応困難な事例に対応できるセンター職員の資質の向上を図る。

(センター職員研修方法の例)

国の発達障害者支援者実地研修、発達障害者支援センター職員研修会等への参加、先進的なプログラムの導入など

4 その他

・ 参考資料

平成 24 年度障害者総合福祉推進事業「発達障害者支援センター等の相談・支援、機関連携および人材の育成等の業務に関する調査について（発達障害者支援センター運営マニュアルを含む）」（一般社団法人日本発達障害ネットワーク作成）

・ 参考となる各自治体、センターの実践

(都道府県等)

実態調査や対応策について、新潟県、長野県、広島県、広島市などがホームページに公開(センター)

市町村支援について岡山県発達障害者支援センター、学校への支援について大阪府発達障害者支援センターアクト大阪（いずれも上記マニュアルに掲載）、事業所等への支援について北九州市発達障害者支援センターつばさ（平成 25 年度発達障害者支援センター全国連絡協議会で報告）など

発達障害者支援センター運営事業実施要綱について

<p>「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成24年4月5日障発0405第15号障害保健福祉部長通知）</p>	<p>「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて」（平成25年7月1日障発0701第1号障害福祉課長通知）</p>
<p>1 目的</p> <p>発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	
<p>2 実施主体</p> <p>(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、都道府県等は、センターの行う事業の全部又は一部について、発達障害者支援法（平成17年法律第167号）第14条第1項に基づく指定を受けた社会福祉法人その他の発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）第2条に定める法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができる。</p> <p>(2) 社会福祉法人等は、都道府県等の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。なお、この場合には、社会福祉法人等は、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。</p>	
<p>3 障害児入所施設等への附置</p> <p>センターは、発達障害児（者）に対する効果的な支援が行われるよう、発達障害児（者）に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、原則として、障害児入所施設、障害者支援施設その他都道府県等が適当と認める施設（以下「障害児入所施設等」という。）に附置するものとする。なお、特定非営利活動法人へ委託する等、障害児入所施設等に附置しない場合においても、夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の体制が確保できるよう、障害児入所施設等との連携を図ることとする。</p>	
<p>4 センターを附置する施設等の選定</p> <p>都道府県等は、障害児入所施設等の中からセンターを附置する施設等を選定するものとする。 なお、選定に当たっては、地域における発達障害児（者）のニーズを十分に把握し、利用者の利便性に配慮の上、選定するものとする。</p>	
<p>5 センターの利用対象者</p> <p>センターが行う事業の利用対象者は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族とする。</p>	
<p>6 事業の内容</p> <p>センターにおいては、地域の発達障害児（者）を支援するため、次に定める事業を実施する。</p>	
<p>3 事業を実施する上での留意点等について</p> <p>センターが、発達障害児（者）及びその家族を支援するために、各事業を実施する上での留意点は下記（1）から（4）のとおりとすること。</p> <p>また、下記（1）から（3）の事業を実施するに当たっては、必要に応じて、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、障害児（者）地域療育等支援事業児実施施設、保健所（市町村保健センターを含む）、児童発達支援センター、障害児入所施設、精神保健福祉センター、医療機関、教育委</p>	

	<p>員会、学校、幼稚園、保育所、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を密にし、支援内容に関する情報共有等を行うこと。</p> <p>その上で、センターは、発達障害者（者）及其の家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけることを目標とするものとし、地域の関係機関の職員だけでは対応が困難な事例については、必要なアドバイスを行うなど、発達障害に関する知見を活用した専門的な支援を行うものとする。</p>
<p>(1) 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援</p> <p>① 発達障害に関する各般の問題について、発達障害児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに情報提供を行う。</p> <p>② 発達障害児（者）に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の発達障害児（者）のニーズや相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。</p>	<p>(1) 発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援</p> <p>① 実施方法の周知 来所及び電話による相談等の実施日、実施時間、実施場所並びに相談方法等について、あらかじめ広報等により周知を図ること。</p> <p>② 発達障害児（者）及びその家族等への配慮 夜間及び休日に実施すること並びに利用しやすい場所にある公民館等を活用すること等、発達障害児（者）及びその家族等の利便性に配慮すること。 また、相談支援の実施に当たっては、個人の秘密の保持や、本人や家族に内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。</p> <p>③ ニーズの把握 地域における発達障害児（者）の実態及びニーズの把握に努めること。 また、相談を希望する発達障害児（者）及びその家族に対し、必要に応じて家庭訪問を行う等により、家族構成、家庭環境等の基礎的な事項の把握に努めるとともに、これらの者のニーズの明確化を図ること。</p> <p>④ 緊急時の連絡体制の整備 夜間等における相談及び緊急時に適切に対応するため、センターを附置した障害児入所施設等との連携を密にし、相談等に迅速に対応できるよう連絡体制の整備に努めること。</p> <p>⑤ 相談内容の記録 計画的、かつ継続性のある相談支援を行うため、相談支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法により保管すること。</p>
<p>(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援</p> <p>① 発達障害児（者）及びその家族等に対し発達支援に関する相談を実施し、家庭での発達障害児（者）の発達に関する指導又は助言、並びに情報提供を行うとともに、必要に応じて、発達障害児（者）の医学的な診断及び心理的な判定を行うこととする。その際、児童相談所、知的障害者更生相談所及び医療機関等と連携を図るものとする。</p> <p>② 障害児入所施設、障害者支援施設及び保育所等を利用している発達障害児（者）に対する発達支援方法に関する指導又は助言を行うものとする。</p> <p>③ 夜間等の緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、センターを附置した障害児入所施設等において一時的な保護を行うものとする。なお、この場合には、短期入所（ショートステイ）の利用として取り扱うこととする。</p>	<p>(2) 発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援</p> <p>① 支援内容等の周知 発達支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。</p> <p>② 実施方法 発達支援は、発達障害児（者）の障害の状況等に応じて、発達支援に関する個別の支援計画（以下「発達支援計画」という。）を作成し、これに基づき計画的に行うこととし、その実施に当たっては、本人や家族に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。 なお、発達支援計画の作成に当たっては、必要に応じて家庭訪問を行う等の方法により利用者のニーズを明確にし、達成すべき目標を定め、目標達成のための発達支援方法について具体的に提示できるようにするとともに、本人又は家族の同意を得ること。 また、発達支援計画について、適宜その評価を行い、必要に応じて発達支援計画の修正・見直しを行うこと。</p> <p>③ 実施内容の記録 計画的、かつ継続性のある発達支援を行うため、発達支援の内容を具体的に記録し、適切な管理の方法により保管すること。</p>

<p>(3) 発達障害児（者）に対する就労支援 就労を希望する発達障害児（者）に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を図るものとする。</p>	<p>(3) 発達障害児（者）に対する就労支援</p> <p>① 支援内容等の周知 就労支援を受けるための手続き及びその内容について、あらかじめ広報等により周知を図ること。</p> <p>② 実施方法 ア) 就労支援は、日々の生活習慣の形成、職業生活上の一般的なルールの理解及び交通機関の円滑な利用等の職業生活を行うために必要な知識等の習得を図るための支援を行うこととし、その実施に当たっては、本人に内容を十分説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。 イ) 企業等を継続的に訪問し、発達障害についての情報を提供するなど、発達障害に関する理解の促進を図ることにより、就労の場の拡大に努めること。</p>
<p>(4) 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修</p> <p>① 発達障害の特性及び対処方法等について解説したわかりやすいパンフレット、チラシ等を作成し、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所（市町村保健センターを含む。以下同じ。）、児童発達支援センター及び障害児入所施設（以下「児童発達支援センター等」という。）において活用を促すとともに、学校、幼稚園、保育所、医療機関、企業等に配布することなどにより地域住民に対する普及啓発を図り、発達障害児（者）に関する理解の促進に努める。</p> <p>② 発達障害児（者）に対する取り組みを積極的に進めるため、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童発達支援センター等の専門機関等の職員の育成や学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施する。</p>	<p>(4) 関係施設及び関係機関等に対する研修</p> <p>① 児童発達支援センター等の関係施設等の職員の研修 児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童発達支援センター等の職員の育成や学校、幼稚園、保育所、医療機関等の関係機関の職員、並びに都道府県及び市町村の障害福祉を担当する職員を対象に研修を実施すること。 研修内容は、以下の例を参考として、発達障害に関する基礎知識・技術を習得することを目的とした研修とすること。 ア) 発達障害の定義及び特性 イ) 発達障害児（者）の早期発見 ウ) 発達障害児（者）への発達支援 エ) 関係施設・関係機関の連携（支援内容の情報共有の具体的な手法等を含む。） オ) 発達障害児（者）の家族に対する支援 カ) 対応困難な事例に対する支援 キ) 具体的な事例検討</p> <p>② 発達障害児（者）に係る教育関係者及びセンター職員等の合同研修 研修は、発達障害児（者）が現に通学する特別支援学校、小・中学校等の教職員とセンターの職員が参加する合同の研修会とすること。また、必要に応じ、児童相談所等の福祉関係機関及び教育委員会等の教育関係機関の職員を対象とすること。 研修内容は、日常的に実践している発達障害児（者）への具体的な取り組みについて、情報の共有化等を図るとともに、具体的な事例に関するケースワークを中心とした研修とすること。</p>
<p>7 職員の配置等</p>	
<p>(1) 職員の配置 この事業を行うにあたっては、あらかじめ、センターの管理責任者を定めるとともに、事業を担当する次の職員は常勤の者でなければならない。 なお、事業を担当する職員は、センターを附置した障害児入所施設等の入所児（者）に対する支援業務は行わないものとする。</p> <p>① 相談支援を担当する職員 社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士をいう。以下同じ。）であって、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等</p>	<p>4 職員の配置等について 部長通知の7にいう「管理責任者」は、センターの運営に必要な知識及び経験を有する者でなければならない。ただし、運営上支障がない場合は、他の施設等の職務に従事することができるものとする。 センター職員の知識及び経験については、発達障害者への支援に関する新たな知見が年々蓄積されていることから、関係機関の開催する研修会に参加し、研修成果のセンター内における共有を図ることとする。また、都道府県等においては、センター職員の研修会参加について適切に支援を行うものとする。</p>

<p>が認める者。</p> <p>② 発達支援を担当する職員 発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。</p> <p>③ 就労支援を担当する職員 発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者。</p> <p>(2) 職員の責務</p> <p>① センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、発達障害児（者）及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>② センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た発達障害児（者）及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③ 職員は、センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識・技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。</p>	
<p>8 センターの設備</p>	
<p>センターには、次の設備を設けるものとする。 ただし、センターを附置した障害児入所施設等の入所児（者）への支援や、施設の運営上支障がない場合には、附置した施設と設備の全部又は一部を共有することは差し支えないものとする。 なお、相談室等については、利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。</p> <p>① 相談室等 ② 事務室 ③ 便所 ④ その他必要な設備</p>	
<p>9 事業の周知</p>	
<p>都道府県等及びセンターは、地域の発達障害児（者）及びその家族が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的に広報活動を行うものとする。</p>	
<p>10 関係施設及び関係機関との連携</p>	
<p>(1) 発達障害児（者）に対し、関係施設や児童相談所等の専門機関と密接に連携を図り、発達障害児（者）に対する福祉、保健、医療、教育、就労の各分野による総合的な支援の在り方を検討するため、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者、児童発達支援センター等、教育委員会、公共職業安定所、地域障害者職業センター、医療機関及び障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、都道府県、市町村及び家族団体等により構成される連絡協議会を定期的を開催すること。</p> <p>(2) 都道府県等及びセンターは、児童相談所等の専門機関や児童発達支援センター等との連絡体制の確保に努め、これらの関係施設及び関係機関等は、必要に応じて相互に助言や協力を行うものとする。</p>	<p>5 関係施設及び関係機関との連携</p> <p>(1) 部長通知の10にいう「連絡協議会」においては、地域の発達障害児（者）の状況に関する情報を共有し、発達障害児（者）への総合的なサービス提供、緊急時等における迅速かつ的確な対応等の必要な支援に関する検討を行うこと。検討内容は、次の事項を参考とすること。</p> <p>ア) 地域の発達障害児（者）の実態 イ) 各関係施設及び関係機関の役割 ウ) 適切な支援の在り方 エ) 関係施設及び関係機関の効果的な連携の在り方 オ) 具体的な事例検討 カ) その他必要な事項</p> <p>(2) 都道府県等は、センターが関係施設・関係機関等との連絡体制の確保や助言・協力の依頼を行う上で、当該都道府県等内の所管部局間の調整に適切に配慮すること。また、上記の連絡協議会の開催に加えて、センターが障害者総合支援法第89条に定める協議会等に出席できるよう必要な調整を行うこと。</p>

11 苦情解決等	
<p>(1) センターは、その提供した相談支援等に関する発達障害児（者）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) センターは、その提供した相談支援等に関し、都道府県等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、当該都道府県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、並びに発達障害児（者）及びその家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(3) 相談支援等の実施に当たっては、本人や家族にその内容を十分に説明し同意を得るなど、その権利擁護に配慮すること。</p>	
12 実施状況の把握及び評価	
<p>(1) 都道府県等は、センターから実施状況等について定期的に報告を聴取するなど、実施状況等の把握に努めること。また、センター業務の内容について定期的に評価を行い、必要に応じて改善を促すなど、センター業務の適切な運営の確保に努めること。</p> <p>(2) 改善に応じない場合は、必要な手順を踏んだ上で、指定の取消しを含めた措置を講ずること。</p>	<p>6 実施状況の報告</p> <p>(1) 都道府県等は、センターとの日常的な連携体制を確保するとともに、少なくとも年に1回はセンターから実施状況等について報告を聴取するなど、その実施状況等の把握に努めること。また、センター業務の内容について定期的な評価を行い、センター業務の適切な運営の確保に努めること。</p> <p>(2) 改善に応じない場合には、児童福祉施設の認可取消しに準じて必要な手順を踏んだ上で、指定の取消しを含めた措置を講ずること。</p> <p>(3) 都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況等について別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働大臣あてに報告すること。</p>
13 費用の支弁	
センターの行う事業に要する費用は、都道府県等が支弁するものとする。	
14 経費の補助	
国は、都道府県等がセンターの行う事業のために支弁した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。	

平成 年度 発達障害者支援センター事業実施状況報告

表1

センター名	所在地			
事業開始年月日				
法人名 (施設名)	再委託の場合の再委託先法人名 (施設名)			
職員の状況	常 勤		非 常 勤	
	医師	医師以外	医師	医師以外
	専 任	人	人	人
兼 任	人	人	人	人
夜間・緊急時対応施設名 (複数ある場合は全て記載)				
事業内容				実績
1. 相談支援・発達支援 (* 下記2. を除くすべてのケース)	(1)実支援人数・延支援件数	実支援人数	人	
		延支援件数	件	
	(2)医学的診断、心理学的判定	実診断人数	人	
		実判定人数	人	
	(3)夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	人	
		延支援件数	件	
(4)相談支援・発達支援に伴う情報共有等(調整会議)		件		
(5)相談支援・発達支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)		件		
2. 相談支援・就労支援 (* 就労支援に重点を置いた支援が行われたケース)	(1)実支援人数・延支援件数	実支援人数	人	
		延支援件数	件	
	(2)相談支援・就労支援に伴う情報共有等(調整会議)		件	
	(3)相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言(機関コンサルテーション)		件	
(4)職場拡大のための企業等への啓発活動		回		
3. 地域住民等に対する普及啓発	(1)パンフレットの作成等		件	
	(2)地域住民向け講演会の開催等		回	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	回	
		延参加人数	人	
	(2)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	回	
		延参加人数	人	
	(3)((1)及び(2)の再掲)教育関係者との合同研修会	実施回数	回	
		延参加人数	人	
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会の開催状況	実施回数	回	
	(2)障害者総合福祉法第89条協議会等への参加状況	参加回数	回	
	(3)他の協議会への参加状況	参加回数	回	
6. 職員の研修派遣状況		参加回数	回	

(注1) 各事業内容の詳細については表2以下に記入すること。

(注2) 「実支援人数」欄には、発達障害児(者)本人の数を記入すること。

(注3) 相談支援、発達支援、就労支援に関する普及啓発等で使用した資料及び発達支援における発達支援計画と実施記録の様式については、実物を添付すること。

1 相談支援・発達支援 * 就労支援に重点を置いた支援が行われたケースを除くすべてのケース

表2

(1)発達障害児(者)年齢層	内 訳	実支援人数
	0～3歳(幼児期前期)	
	4～6歳(幼児期後期)	
	7～12歳(小学生)	
	13～15歳(中学生)	
	16～18歳	
	19～39歳	
	40歳以上	
	不明	
	合 計 (表1-1. -(1)の人数と一致させること)	
(2)障害種別 (医師による診断がある場合は診断名でカウント)	内 訳	実支援人数
	自閉症	
	アスペルガー一症候群	
	広汎性発達障害	
	注意欠陥多動性障害(AD/HD)	
	学習障害(LD)	
	その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	
	不明(未診断含む)	
	合 計(表1-1. -(1)の人数と一致させること)	
(3)相談依頼者	内 訳	実支援人数
	本人、家族	
	関係機関	
	合 計(表1-1. -(1)の人数と一致させること)	
(4)相談方法	内 訳	延支援件数
	来所	
	訪問	
	電話	
	その他(FAX・メール等)	
	合 計(表1-1. -(1)の件数と一致させること)	
(5)相談内容 (重複可)	内 訳	延支援件数
	相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか知りたい	
	現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい	
	利用できる制度について知りたい(手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど)	
	診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい	
	現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい	
	進路や将来の生活に関する相談をしたい	
	対応困難な状況の改善について相談したい(強度行動障害、ひきこもりなど)	
	今後の就労について相談したい	
	現在勤めている職場に関する相談をしたい	
	その他	
(6)医学的診断、心理的判定	内 訳	診断(判定)実人数
	センターに勤務する医師が診断	
	センター職員が心理的判定	
	合 計(表1-1. -(2)の診断(判定)人数の合計と一致させること)	
(7)夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	内 訳	人数・件数
	行動障害による場合	(実支援人数) (延支援件数)
	行動障害以外の場合	(実支援人数) (延支援件数)
	合 計(表1-1. -(3)の人数・件数の合計と一致させること)	
(8)連携先の機関 (重複可)	内 訳	延支援件数
	保育所・幼稚園	
	児童相談所	
	知的障害更生相談所	
	福祉事務所	
	障害児(者)地域療育等支援事業実施施設	
	保健所・保健センター	
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	精神保健福祉センター	
	医療機関	
	教育委員会	
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	
	特別支援学校	
	専門学校・大学	
	相談支援事業所	
	就労移行支援事業所	
	就労継続支援事業所	
	生活介護事業所	
	その他のサービス事業所	
	公共職業安定所	
	地域障害者職業センター	
	障害者就業・生活支援センター	
	地域若者サポートセンター	
	上記以外の都道府県行政機関	
	上記以外の市町村行政機関	
	企業等	
	その他	
(9)関係機関との連携内容	内 訳	延支援件数
	調整会議:(8)の機関と共に実施(表1-1. -(4)の件数と一致させること)	
	機関コンサルテーション:(8)の機関に対し実施(表1-1. -(5)の件数と一致させること)	

(注1) 実支援人数欄には、発達障害児(者)本人の数を記入すること。

(注2) 調整会議は(8)の機関とセンターが、それぞれが別々に発達障害者やその家族の相談を行っていて、必要に応じて情報共有や引き継ぎを行うもの。

(注3) 機関コンサルテーションは、(8)の機関が専ら発達障害者やその家族の相談を行い、センターは(8)の機関の職員に対する助言を行うもの。

2 相談支援・就労支援

* 就労支援に重点を置いた支援が行われたケース

表3

(1)発達障害児(者)年齢層	内 訳	実支援人数
	18歳以下	
	19～39歳	
	40歳以上	
	不明	
合 計 (表1-2. -(1)の人数と一致させること)		
(2)障害種別 (医師による診断がある場合は診断名でカウント)	内 訳	実支援人数
	自閉症	
	アスペルガー症候群	
	広汎性発達障害	
	注意欠陥多動性障害(AD/HD)	
	学習障害(LD)	
	その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	
不明(未診断含む)		
合 計 (表1-2. -(1)の人数と一致させること)		
(3)相談依頼者	内 訳	実支援人数
	本人、家族	
	関係機関	
合 計 (表1-2. -(1)の人数と一致させること)		
(4)相談方法	内 訳	延支援件数
	来所	
	訪問	
	電話	
	その他(FAX・メール等)	
合 計 (表1-2. -(1)の件数と一致させること)		
(5)相談内容 (重複可)	内 訳	延支援件数
	相談の対象となっている児(者)が発達障害かどうか知りたい	
	現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい	
	利用できる制度について知りたい(手帳、年金、手当、障害福祉サービスなど)	
	診断・相談・支援を受けられる機関について知りたい	
	現在通学している学校、利用しているサービス等に関する相談をしたい	
	進路や将来の生活に関する相談をしたい	
	対応困難な状況の改善について相談したい(強度行動障害、ひきこもりなど)	
今後の就労について相談したい		
現在勤めている職場に関する相談をしたい		
その他		
(6)連携先の機関 (重複可)	内 訳	延支援件数
	児童相談所	
	知的障害更生相談所	
	福祉事務所	
	障害児(者)地域療育等支援事業実施施設	
	保健所・保健センター	
	児童発達支援センター	
	障害児入所施設	
	精神保健福祉センター	
	医療機関	
	教育委員会	
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	
	特別支援学校	
	専門学校・大学	
	相談支援事業所	
	就労移行支援事業所	
	就労継続支援事業所	
	生活介護事業所	
	その他のサービス事業所	
	公共職業安定所	
	地域障害者職業センター	
	障害者就業・生活支援センター	
	地域若者サポートセンター	
	上記以外の都道府県行政機関	
	上記以外の市町村行政機関	
	企業等	
	その他	
(7)関係機関との連携内容	内 訳	延支援件数
	調整会議:(8)の機関と共に実施(表1-2. -(2)の件数と一致させること)	
	機関コンサルテーション:(8)の機関に対し実施(表1-2. -(3)の件数と一致させること)	
(8)企業等に対する啓発	内 訳	回数
	訪問による啓発	
	訪問以外の方法による啓発	
	合 計 (表1-2. -(4)の回数と一致させること)	

(注1) 実支援人数欄には、発達障害児(者)本人の数を記入すること。

(注2) 調整会議とは(8)の機関とセンターが、それぞれが別々に発達障害者やその家族の相談を行っていて、必要に応じて情報共有や引き継ぎを行うもの。

(注3) 機関コンサルテーションとは、(8)の機関が専ら発達障害者やその家族の相談を行い、センターは(8)の機関の職員に対する助言を行うもの。

3 地域住民等に対する普及啓発

表4

事 項	内 容 の 概 略	件数、回数
パンフレットの作成等		
地域住民向け講演会の開催等		

* 上記件数、回数を表1-3. -(1)又は(2)と一致させること

4 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修

(ア)センター主催又は共催で企画した研修	内 訳	実施形式	実施回数	延参加人数
	教育関係者を参加対象者としているもの	講義中心 実技中心		
教育関係者を参加対象者としていないもの	講義中心 実技中心			
合 計 (表1-4. -(1)の実施回数、延参加人数と一致させること)				

(イ)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	内 訳	実施形式	実施回数	延参加人数
	教育関係者を参加対象者としているもの	講義中心 実技中心		
教育関係者を参加対象者としていないもの	講義中心 実技中心			
合 計 (表1-4. -(2)の実施回数、延参加人数と一致させること)				

* 上記(ア、イ)のうち、教育関係者を参加対象者としている研修の実施回数、延参加人数を表1-4. -(3)と一致させること

5 関係施設及び関係機関等の連携

(1)連絡協議会の開催状況

開催時期	参加機関	協議内容	回数 (表1-5. -(1)の回数と一致させること)

(2)障害者総合福祉法第89条の協議会等への参加状況

開催時期	協議会の名称	協議内容	回数 (表1-5. -(2)の回数と一致させること)

6 職員の研修派遣状況

回 数 (表1-6. の回数と一致させること)	回
-------------------------	---

* 研修派遣を行った回数は、センターの業務の一環として職員が参加した研修の延回数とする(職員の自己研鑽による研修への参加は含まない)